

平成26年度第3回療育支援専門部会 議事概要 (H26.8.6)

1 開 会

2 議 事

(1) 審議事項

- ・第五次千葉県障害者計画の入所・地域移行等に係る課題等について
- ・第五次千葉県障害者計画の療育支援分野に係る素案について

(2) その他

3 その他

(出席) 石井委員、小野委員、小島委員、佐藤部会長、田熊委員、田中委員、前本委員、渡邊(哲)委員、渡辺(玲)委員、竹中オブザーバー

(欠席) 大木委員、金崎委員、鈴木委員、谷口委員、早坂委員、前田委員、松井委員、松山委員、森山委員

(傍聴者) 2名

(20:27 終了)

○会議概要

議 事

【障害福祉課 澤田副課長】

ただ今から、第3回療育支援専門部会を開催します。

本日も欠席の委員は、大木委員、金崎委員、鈴木委員、谷口委員、早坂委員、前田委員、松井委員、松山委員、森山委員です。議事録作成のため、発言の際にはお名前を名乗ってから発言されるようお願いいたします。

これ以降の進行は佐藤部会長お願いいたします。

【佐藤部会長】

会議次第に従って進めます。審議事項1について事務局から説明をお願いします。

【障害福祉課 橋本班長】

資料1「入所・地域移行等に係る第五次千葉県障害者計画課題等とりまとめ表」に沿って説明

入所移行WTにおいて、他の部会に属さない事項についても議論をしているが、当部会に関係する事項もあることから、本日、ご議論いただきたい。

【佐藤部会長】

入所・地域移行WTがあるということだが、療育に関係する部分があるので、意見をということ。まず、2ページまでの部分で意見があればお願いします。

では、私から伺いますが、2ページで放課後対策などの日中対策の充実の件

です。そこに特別支援学校の再編に伴う整備の必要性ということが書かれているが、具体的にどういう再編をイメージされているのか。来年度になると多数の特別支援学校が整備されることになっているが、そのことをイメージしているのか。

【障害福祉課 橋本班長】

現在、教育庁で、新設も含めた特別支援学校の再編が予定されている。それに伴い学区の変更が予定されているということで、いままでの学校とは別の学校に通うことになるお子さんがいる。そうすると今まで通っていた通所事業所から離れた場所（学校）に行くことになる。この場合にサービスの質を低下させないために、できれば新しい学校の近くに放課後等のサービスがあればいいわけですが、その辺について、ニーズ等を把握して、どういう対応がいいかということについて検討するというものです。

【佐藤部会長】

ありがとうございます。そこまで見通しをたてて計画を策定しているということでありがたいと思います。

他にいかがでしょうか。なければ3ページについていかがでしょうか。

【石井委員】

重症心身障害児の支援の現状のところですが、平成24年度生活介護事業所等のところで65名の重症心身障害児の方が、また平成25年度に45名の方が利用可能となりましたとありますが、この数字はどのような数字でしょうか。短期入所の数え方は3種類あり、延べ日数でいうと少なくとも年間5000人(日)、1日15～16床、何件かという1000人位の人が利用したということになっている。実人数が200人位となるが、この数字はどのような数字か。

【障害福祉課 美細津副課長】

これは生活介護で定員に対して、何人の重心の方が受け入れ可能かという数字で、短期入所ではない。

【石井委員】

生活介護の事業所で実際はもっと多いのではないか。

【障害福祉課 美細津副課長】

補助金を受けて新規に開設した事業所がこれだけである。その中で看護師を配置して重心の方を受け入れ可能な数である。補助金を受けないで設立した事業所で重心の方を受け入れ可能な事業所もあると思う。

【石井委員】

重心の方という医療的ケアが必要と思われるが、法律上の定義はもっと軽

い人も対象である。千葉県の特徴は、以前も話したが、生活介護の事業所にも
のすごく多くの重心が入っており、生活介護がカバーしているというのが千葉
県の特徴である。おそらくこの数よりも実態はもっと多いはずである。医療ケ
アが必要ということになると看護師の数で変わってくるが、重心の方はもっと
生活介護事業所で受け入れてもらっており、この数とは違うのではないか。文
章の流れの中で、ものすごく少ない数に感じる。運動機能は座位まで、知的は
I Q 35までと幅広い。

【佐藤部会長】

この文章は、新たに設置したのが24年度は5カ所、25年度は7カ所とあるが、
実際はもっとたくさん施設が受け入れているということでしょうか。

【障害福祉課 橋本班長】

新たにということでは理解いただければと思います。

【佐藤部会長】

続いて4ページについていかがでしょうか。

【石井委員】

障害児入所施設の18歳以上の入所者の支援で、18歳以上の地域移行とある
が、最後のところに地域移行等連絡調整会議とあり、入所者の特性に応じてグ
ループホーム等へ移行を図るとあるが、グループホームも地域なのか。一時、
施設解体の議論のときに、児の施設から地域に返すというのは無茶苦茶だと思
ったが、児のうちは家庭で育てても、子どもが大きくなると親も歳を取り、親
に愛情やパワーがあっても、加齢とともに子どもを預けざるを得なくなる。そ
う考えると18歳を過ぎると地域に移行させるというタイトルに違和感を感じ
た。

実際は児の施設を出た後に者の施設に移行させるということが、地域移行等
連絡調整会議の主たる目的であるのか。その辺の方向性は？タイトルと実態が
ずれているようであるが。

【障害福祉課 橋本班長】

児童福祉法の改正で、18歳になると児童福祉法から、障害者総合支援法の対
象となった。そこで18歳になると退所しなければならなくなるが、退所した後
どうするのかという問題が残る。もちろん自宅に戻る方もいるが、グループホ
ーム等、別の施設に移る方もいる。利用者の方にとってなにが一番いいのかを
新しい援護の実施主体である市町村や、それまで入所していた施設の方や児童
相談所等の関係者の方が集まって、どういった支援を行うのかを話し合い、そ
れにより、児の施設から次のステップに行けるように検討できればいい。

【佐藤部会長】

ということは、青字のタイトルは残るのか。

【障害福祉課 橋本班長】

協議する上で、このような区分けをしているので、青字の部分がそのまま計画に載るわけではない。赤字で書いたところが計画に盛り込まれていくと理解していただきたい。

【小野委員】

楨の実特別支援学校は、養育園、のびろ学園に入所しているお子さんが多く通っている。入所しているお子さんたちは、自閉や強度行動障害の重いお子さんが多いので18歳になってすぐに移行するというのは、非常に困っていたという印象でした。現状ではこうしたお子さんたちを受け入れる施設は厳しいのではないかと。（施設を）広げていこうということは考えていないのか。

【障害福祉課 橋本班長】

障害者、大人の施設を拡充していくのかという質問でしょうか。

【小野委員】

強度行動障害や重度の障害のお子さんたち、医療に関わっているお子さんたちを18歳までに成人の施設に移行するというのは非常に難しい。今通っている施設で成人にも対応できるように、施設の縮小ということも言われているが、足りないという現状があるのでどうなのか。

【障害福祉課 橋本班長】

障害者の施設については、第4次障害者計画にも記載があるが、基本的には国の意向があり、施設数を増やすという方向にはない。定員は維持する方向で考えたいが、入所者数は順次、下げていくという方向で考えている。

【前本委員】

重症心身障害児者の場合は、児者一貫ということで、経過措置もあるが、その他の場合は、先日7月16日に厚労省から、障害児支援の在り方に関する検討会の報告書がでたが、そこには、障害児入所施設と療養介護を一体的に運営できる経過措置を恒久的な制度にすべきであると書いてある。これは強度行動障害の方も同じような境遇にあるので、同じような議論がされるべき。そういった意味で18歳で切るというのを金科玉条にする必要はないのではないかと。

【障害福祉課 橋本班長】

18歳で、という考え方は国から示されているものである。7月に検討会から報告書が出されたことは承知しているが、現状では18歳で退所していただくということになっており、県としても国の方針に沿うということになる。

あり方検討会の報告書を受けて、国が検討するということであるので、それを踏まえて、県としても検討することになる。

【前本委員】

この部会でも、このことについては、何年も議論している。結局成人の施設にスムーズに移行できていないという現実があって、それが改善されていない。大人の施設のパイを小さくして、子どもが大人になった時に入れられないという現状がある。これは現実を無視した切り捨てである。

見通しもなく、見切りでやっては、彼らは一日も生活できない。そのため、オーバーエイジとなり、それが袖ヶ浦（福祉センター）に19歳の人が入ったのもそうした理由によるものである。それを考えると、軽々しく国が言っているから出てもらいますとは言えないし、私たち委員もそれをいいとは言えない。

【佐藤部会長】

貴重なご意見ありがとうございます。こうした意見が出ていたということを経験移転WTに伝えていただきたい。書きぶりとしては、地域での支援が困難な障害児にとって入所施設の果たす役割が引き続き重要であることに留意し、入所施設の在り方等について検討していく、というような内容を加えていただく必要があるのではないかと。

続いて5、6ページはいかがでしょうか。ペアレントメンターが34名という報告があったが、各地で活躍しているのか。

【障害福祉課 橋本班長】

24年度から登録されており、いま、CASにより育成・研修を行っており、今後、研修を受講された方が、他のお母さん方を支援していくこととなります。

【前本委員】

コスモスの花にもペアレントメンターの研修を受けたスタッフがいる。ご自身のお子さんが重たい自閉症でペアレントメンターをされているが、ペアレントメンターの看板をあげて活動をするのはしんどいようで、そんなに機能しているようにみえない。もう少し工夫が必要ではないかと。

【小野委員】

私もペアレントメンターに登録しており、先日もCASの方と話し合いがあったが、研修を数回行っただけで、実際に悩まれているお母さんたちにどこまで支援できるか、責任の問題など、なかなか難しいと感じている。このペアレントメンターのシステムというのは、メンターも守られた中で行わないと問題が起きてきてしまいそうに思う。

他県で1歳半健診や3歳半健診の場に、ペアレントメンターが同席し、心配なお子さんがあるお母さん方からご相談を受けるところがあったり、研修も受けるだけでなく、その後のフォローアップでスーパーバイザーを配置したきち

んとした千葉県システムを作っていくべきだと思っている。

【田熊委員】

どういう名刺で、どうやって始めるか難しい。私たちができるのはメンターの方が出会ったお母さんにC A Sを紹介してくださいとお願いしているが、そういう出会いというのは少なく、そんな段階ではないからメンターに相談するということが多い。私たちができるのはメンターのお母さん方のフォローはできるが、地域の中での活動を守るといのは、ネットワークを作ったり重層的な仕組みを作っていくとけない。一同に集めた場での相談しかできない。すそ野を拡げてご活躍できるようになっていない。前本委員からのご指摘のとおり、私たちもうひと工夫したいと考えているのでアイデアをいただければと思う。

【前本委員】

児童発達支援センターを運営しているが、その職員で3人障害者の母親がいる。その方たちがグループの指導員として入っている。その時の会話がメンターになっている。お母さん方をフリーで派遣して相談をするのは大変であるが、お子さんが大きくなってお母さんが児の施設で働く中で、日常の会話の中に経験を織り込むというのが流れとしてはスムーズではないか。そのようなメンターを雇用している児童発達支援センターを指定するなどして、不安をもって訪れるお母さんたちに寄り添って話ができる。通常の児童指導員とは全く違う面がある。常勤雇用は無理でも非常勤雇用でもどこかに所属することで守ることにつながるのではないか。そういったことは可能でしょうか。

【田熊委員】

お金がつかまないのでどうでしょうか。

【佐藤部会長】

難しそうですね。

これまで手をつなぐ育成会も、ペアレントメンターという名称は称していませんでしたが、同じ主旨の取組をしていました。また、不登校経験のあるお子さんの親御さんが、子どもと親のサポートセンターという県の施設で、相談に来た方の支援を行っていた経過があります。このように、過去にもメンターに近い制度が教育の分野にありましたが、今回の制度は、まだ走り始めたばかりですので、見えてくる課題を整理しながら、フォローアップの研修も含めて、丁寧に育てていく必要があるのではないかと思います。

では、つぎのところ、累犯障害者の問題はどこの部会で対応するか決まったのでしょうか。

【障害福祉課 橋本班長】

入所・地域移行WTで検討いただきます。

【佐藤部会長】

では、全体を通して何か。

【田中委員】

先ほどの18歳以上の移行について、重症児については療養介護と一体的に運営するとされ、国の資料でも必ず特に重症児についてはという記載があるので、県についても入れていただきたい。

【障害福祉課 橋本班長】

今のご意見は反映させていただきたい。

【石井委員】

18歳を超えた入所者の件は知的障害者の施設が大きいと思うが、4ページのところで、国は知的障害児者は、18歳を境に法律も施設も別にしているが、その中で知的障害者の施設は増設しない、定員を増やさないという方向であるとすれば、おそらくグループホームをどんどん作っていくというのが国の方向性と考えていいのか。とすれば、入所者の特性に応じたグループホームの整備を前面に打ち出すと救われるのでは。児と者が同じ空間にいるのは無理がある。強度行動障害以外は別であるが、軽度中程度の方であればグループホームで生活して何かの作業をするのが理想的な形なので、そこを書いていただければいいのではないか。

【障害福祉課 橋本班長】

それについては、入所・地域移行WTに意見として伝える。

【前本委員】

児童養護施設の子どもたちは、半数以上が虐待で入っているが、明らかに発達障害のお子さんもいる。千葉県には情短（情緒障害児短期治療施設）がないため、事実上、そこが専門機能を持たずに情短的役割をもたざるを得ない状況にある。そうした子どもに対する福祉からのアプローチはこの計画のどこに入ってくるのか。国で7月16日に出た障害児支援の在り方に関する検討会の報告書の中には入っている。保育所等訪問支援を拡げて、児童養護施設も入っているのではという一文があった。確かにそうだと思う。旭市内にある児童養護施設に行くことがあるが、実際は大変である。施設にいるから施設が見ればいいということではない。その辺はどうでしょうか。

【障害福祉課 橋本班長】

在り方検討会の報告書を再度確認し、検討させていただきたい。

【佐藤部会長】

貴重なご意見である。実際は児童養護施設から通う学校がしっかりとしてコーディネートすべき部分も多々あると思う。

【竹中コーディネーター】

2ページのところで、短期入所や日中活動の整備に努めるとあるが、実際にどれぐらいの目標を立てているのか。

【障害福祉課 澤田副課長】

今後、障害福祉サービスの見込み量調査を8月に行い、その結果等を踏まえて、今後、目標や指標を立てる予定である。

【佐藤部会長】

続いて、審議事項2について、事務局から説明をお願いします。

【障害福祉課 澤田副課長】

資料2「第五次千葉県障害者計画の療育支援分野に係る素案」に沿って説明

【佐藤部会長】

今説明があったとおり、今回と次回でこの素案の内容を検討するということですので、ご意見をお願いします。

【前本委員】

第3次計画までは子どもの章がなく、第4次計画から子どもの独立した章を設けようということで第3章ができた。子ども自立とは何かというところから議論して書き込んでいった。この部会が発足したのもそれを書くためであるが、最初の理念が落ちていることは残念である。第5次では子どもの章はどこになるのか。

【障害福祉課 澤田副課長】

この「4 障害のある子どもの療育支援体制の充実」が第4次計画の第3章に相当する。この構成については、先に策定されている千葉県総合計画の柱と同じものとするということで、既にご承認いただいているものです。

【前本委員】

書き出しはここにあるような形となるのか。

【障害福祉課 澤田副課長】

はじめに総合計画の記述を引用し、今回は冒頭に基本スタンスについての記載があったが、今回は中分類ごとの記載が続く形になる。全体的にはかなりコ

ンパクトな計画とさせていただく予定である。

【前本委員】

落してしまった理由は何か。第4次の最初のページは半年ぐらいかけて議論した。

【障害福祉課 澤田副課長】

落としたということではない。今回の第5次計画は第4次計画を修正するのではなく、新たに議論をして作り上げるとしているものであり、前回と構成は違っている。意図的に落としたということではない。

【前本委員】

すごく普遍的なことが書かれている。

【障害福祉課 美細津副課長】

今回の計画を作るに当たっては、県民の方にわかりやすい表記とか、ある程度の分量でといったコンセプトの元にはじめたものであり、構成等については策定本部会等でもご了解いただいているものである。ただ、理念についてはどこまで書き込めるかというのはあるが、4本目の柱の中で盛り込むことはありうると思いますので、部会で検討いただきたい。

【前本委員】

第4次計画の第3章の前文ができたのは、子どもにとっての自立とは何かとか、その人らしく暮らすというはということかという記載がこれまでなく、国にもそうした記載がないことを踏まえて、検討が始まったものである。

【障害福祉課 澤田副課長】

趣旨は理解いたしましたので、入れる方向で検討させていただきます。

【前本委員】

相談支援部会と重なるかもしれませんが、第4次計画の議論は平成20年度ごろだったが、その頃には相談支援専門員の制度はなく、子どものケアマネが必要であろうということで、療育支援コーディネーターの議論がされた。それが今では相談支援専門員に吸収されつつある。そこの整合性を図るために、相談支援専門部会の文章を再掲するというのはいいかもしれないが、相談支援専門部会の文章がどうなるのかわからない。

今日やっていた相談支援専門員の初任者研修では、子どもについての説明は1コマしかない。これでは書けるようになるとは思えない。子ども大人を兼業した場合、子どもの数は少ないし、学校教育のことが分からないので、子どものことをコーディネートできる人は出現しないだろうということから、療育支援コーディネーターを設置しようという議論になった。

だが残念ながら第4次計画では20%しか達成できていない。広域でやることにかなり無理があり、成功しているのは香取海匝2圏域だけということであるが、香取海匝では順調に機能している。その部分が抜け落ちていて、最後の医療福祉の部分に療育支援コーディネーターが入っているが、医療的ケアをさせるために療育支援コーディネーターを配置したわけではないので、数値目標は厳しくとも、市単独の配置も可能で、広域でやる場合は国と県で4分の3まで補助するということでも課長通知を出したわけですから、相談支援専門員との関係の中でもう一度整理し直して、子ども専門のコーディネーターが必要だという位置づけが必要ではないか。

【障害福祉課 澤田副課長】

現状で、圏域ごとの配置にこだわらなければ6名が配置されているが、圏域配置は3名だけである。先ほど説明したとおり、圏域ごとの配置という目標設定は現実的には実現が困難と考えているが、圏域ごとの配置ではなく、現状の6名を増やしていこうということであれば目標設定は可能であると思うので、再度検討したい。

【前本委員】

相談支援専門員は今後どんどん増えるが、子どもに特化した人をいかに養成していくかが次の課題になる。その時に既に資格を取る前からやっている人を含めて、子ども専門に相談支援を出来る人というのを、この療育支援専門部会で言わなければ他の部会では言わないと思うので、是非入れてもらいたい。

記載する箇所は医療・福祉サービスの充実ではなく、相談支援体制の充実にしていただき、相談支援専門員との整合性について整理していただきたい。

【障害福祉課 澤田副課長】

医療だけではないというご意見は伺っていたこともあり、相談支援体制の充実の方に記載させていただく。

【前本委員】

お願いします。まだ動いていないが、療育支援コーディネーターの質をどう担保するかについて、4市4町の関係者による療育支援コーディネーター連絡協議会を設置しているので、そこに相談支援専門員の資格のある方にどんどん入っていただければいい。

【佐藤部会長】

では、前本委員の意見を踏まえて、事務局で検討をお願いします。

【小野委員】

療育支援体制の構築でCASが担う役割がすごく大きい。児童発達支援センターと連携してCASがまとめていくのに、今現在の人数ではどうなのか。私

たちも以前はC A Sを頼って相談することが可能であったが、今現在はC A Sは忙しすぎて、関わっていないのではないか。地域の児童発達支援センターがどこまで地域の発達障害の子どもたちに専門的に対応できるスタッフがいるのかということがとても疑問である。児童発達支援センターを今後強化していくのであれば、専門的に質の高いスタッフを教育しなくては行けないが、それをC A Sが担うとかについて、計画的に進めていただきたい。

【障害福祉課 澤田副課長】

おっしゃるとおりだと思います。国の方向性でもありますので、今29カ所あります児童発達支援センターの配置や質の向上について、C A Sにご協力いただきながら、進めていきたいと考えています。

【佐藤部会長】

ここ数年で児童発達支援センターもかなりレベルアップしてきているという印象を持っている。ですから、C A Sが中心になりながら、応援体制を強めていくということが今後求められるのかなと思います。

【小野委員】

児童発達支援センターは、幼児期だけでなく学齢期や18歳までの発達障害の方たちの対応を今現在行っているのでしょうか。

【前本委員】

放課後等デイサービスの指定を合わせてとっていないと学齢期等の子どもはみれない。ただ、マザーズホーム等で園から学校に変わって対応が大変だからということで、心理面接や言葉の教室を3年生位までいいよという形で行っているところもある。18歳のオーバーエイジの問題があるが、6歳のオーバーエイジについては柔軟に対応しているところが多いのではないかな。

【佐藤部会長】

保育所等訪問支援は、かなり回りきれないぐらいのところもある。昔と比べるとかなり進んできていると感じている。

【小野委員】

イメージ的に発達障害の子どもは、小学校の4年生あたりから障害特性がどんどんでてくる。問題が勃発する年齢は幼児期ではないと思う。その後不登校や家庭内暴力や崩壊などいろいろなことが起き、中学高校と進んでいくので、この部分のサポートを期待している。

【佐藤部会長】

それが保育所等訪問支援で、小学校等にもかなり行っている。

【前本委員】

小学校には行けていない。

【佐藤部会長】

行っているところもある。

【前本委員】

福祉の側から行くのはかなり難しい。小学校の中学年ぐらいの対応というのは、本当に難しく大変なのに制度的には、すごく弱いと思う。学校に行けばいいのかというとそうでもない。その子たちが不登校になった時どうするかといった問題がある。それと学校に行くか行かないかは学校から呼ばれない限り行けない。呼んでくれる学校しか行けない。学校の敷居はものすごく高い。民間のNPOなど相手にしてくれない。

もうひとつは、児童発達支援センターにしても、放課後等デイにしても心理士などの専門員を常勤で雇用するお金がない。公立のところでもかろうじて雇っているのが現状なので、都市部にしか置けない。そのため、遠くから非常勤で何ヶ月かに一度来てもらうということしかできない。

一方で教育の方では、特別支援連携協議会というのがあり、そこに専門家チーム会議というのがある。そこを機能させている市町村は、そこに心理士や保健師や臨床心理士を非常勤でメンバーに入れて、教育委員会と学校が打ち合わせをして行くという巡回は、福祉ではなく教育の側からやっている。それは各地域でやっていると思う。

福祉がイニシアティブをとってやっているというのは、制度としてはあまりないと思う。保育所等訪問支援は個別給付ですよ。先ほどの行っているというのはどこですか。

【佐藤部会長】

大多喜にあるこども発達支援センター「そらいろ」というところが地域の評判も高く、大変な努力をしています。地域の小学校等からの信頼も厚く、訪問支援も活発に展開されています。来る、11月21日には、文部科学省の研究指定を受けているいすみ市立大原小学校が「児童の多様な学びの場に即したよりよい支援のあり方ーユニバーサルデザインの視点に立った授業づくりー」というテーマで公開研究会を実施するのですが、そこで開催されるシンポジウムにも「そらいろ」のセンター長先生が参加されます。地域で大変な信頼を得ている証と考えています。

【前本委員】

どういう成果が上がっているのですか。

【佐藤部会長】

その議論をする時間は残念ながらありませんが、訪問そのものが厳しい状況

にある児童発達支援センターがあることも知っています。どうしたら学校に行けるのかという相談も実際に受けることもあります。いずれにしましても、現実的に走り始めた制度であり、育てていくという発想が大事ではないかと思いません。文部科学省と厚生労働省による共同の通知「児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について」が平成24年4月に出されており、この時点で保育所等訪問支援についても触れています。そして、訪問先である小学校等の理解を求めています。ですから、学校側の意識の改革も必要であるし、親御さんも保育所等訪問支援事業を活用しながらもっと学校と連携を深めていくことが求められると思います。少なくともここでの議論はここに書かれている文言には間違いはないだろうと思いますので、よろしいのではないのでしょうか。

【前本委員】

小学校の高学年になって不適應を起こしているお子さんをどこが見るかについては、具体的な受け皿がないと思うが、制度としてあるのか。

【佐藤部会長】

児童発達支援センターやCASが応援するという方向性を強めていくということではないか。この後にでてくる教育の分野に関しても、学齢期に関しては当然学校が中心になると思っているので、学校が中心となってこうした体制を整えましょうとうたっているのであって、こうした方向性については間違いはないと思っているが、もし修正するならば、どのように書いたらよろしいのでしょうか。

【前本委員】

そういうお子さんに関わっていこうとすると人が必要となるが、現状の出来高払い、センターは全て出来高払いであり利用者が来なければ日銭が入らないわけで、そういった中で臨床心理士を雇用できるのかという問題がひとつある。それから、支給決定を必要としない障害児等療育支援事業の充実を図るとあるが、うちの法人でもやっているが、年度の初めに出した件数を超えてはいけないという通知が県からきている。もっと必要になったとしてもどこからか先はボランティアになってしまう。ということは充実を図るということと現実乖離している。CASの人数が増えるということも入っていないし、結局絵に描いた餅である。

【佐藤部会長】

具体的にどのような書きぶりがよろしいですか。

【前本委員】

県の文書の書き方はわからないが、例えば定員を増やしますとか、CASの人数を倍にしますとか、CASを5カ所作りますとか書けるんですか。

【佐藤部会長】

センターの設置個所を増やしましょうといった議論をしているわけで、もし本当に必要であるならばそういったご提案があってもいいのではないのでしょうか。

【前本委員】

必要だと思いますので、提案します。

【佐藤部会長】

では、事務局で検討してください。

【石井委員】

ライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実の中で、ライフステージの中における学齢期というのは、学校教育の役割が非常に大きい。児童発達支援センターは就学までがメインで、その後の支援はもやもやしている中で、このライフステージを載せるのであれば、学校教育の中の特別支援の体制というのが、教育的な意味ではなく、福祉的な意味からも大きいのではないか。

【渡邊（哲）委員】

決して文言を検討するわけではないということであったが、2ページの④で、特別支援学校や他の機関がネットワークを構築して連携を図ろうということが書かれているが、実際に問題になっているお子さんは特別支援学校のお子さんでなく、小学校や中学校にいる子どもたちですよね。この文章では発達障害児は特別支援学校がやればよいというように受け取られるので、ここに小学校・中学校という表現を入れるのがいいのではないかと思ったが、ここでいう連携というのが、地域でコアになっている機関を指しているのであれば、特別支援学校が代表として書かれたとしても仕方ないのかなと思うが、関係機関を列挙するのであれば小中学校等を含む特別支援学校などを書いていただき、普通の学級に在籍している子どもを支援している人も関わっているという書きぶりでもいいのではないか。

【佐藤部会長】

考えてみれば、教育センターや教育委員会も入ってくるわけですから教育関係機関といった包括的な表現もあるかもしれない。

【前本委員】

学齢期は教育だというのはそのとおりで、異論はないが、学校に行ける行けないということになると、学校の先生は教育という側面から関わるので、なかなか家庭に入り込めない。現実には家庭に入り込まなければいけないような複雑な家庭や、障害特性によって近所で物を壊しまわって困っているなど、学校教育と違う場所で不適応を起こしている場合の支援というのは、どうしても福祉が必要となる。その時は当然学校と組んでやるが、組む時の母体が弱いという

のがある。今から書き込むのは難しいかもしれないが、中核を含めて使える資源はすべて使ってやっているし、今後、相談支援専門員も学齢期の子どもの計画を作るようになるので、そうしたことが入ってくると違ってくるのでは。

やはり母体が欲しい。国の検討会の報告書でも、学齢期は放課後等デイということになっているが、不登校の子の日中の時間とか、学籍のない子をどうするかということについても意見が書かれているので、千葉県としても意識していくべきではないか。

【佐藤 部会長】

自分の解釈としては、学齢期の問題の中心は絶対に学校だと思っています。子どもが仮に不登校になったとしても、学校が子どもと親のサポートセンター、教育センター等の教育機関や児童相談所などの福祉機関と連携してしっかりやっていく余地がまだまだあるのではないかと思います。④に教育関係機関との連携等を含めて、前本委員、渡辺哲委員、小野委員、石井委員の意見を踏まえて書いていただくということをお願いしたいと思います。

続いて、(2)の障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化についてはいかがでしょうか。

【田中 委員】

ホームヘルプの内容について、医療的ニーズの高い子に医療的ケアのできるホームヘルパーの養成が制度としてできたけれども増えていないという実態があるので、それも増やすということを入れていただければと思います。

【小野 委員】

取り組みの方向性の1番のところで、千葉県短期入所特別支援事業補助金の交付対象である強度行動障害短期入所特別支援事業所の拡充を図るということですが、袖ヶ浦問題もありましたし、施設職員の強度行動障害に対する対応や支援の方法について、学んでいただきたい。自閉症協会ではこういう子たちに対応するため、TEACHプログラムを推奨して、その成果がかなり出ている。特別支援学校においてもTEACHを取り入れて、自閉症や強度行動障害の子たちへの対応ということで取り組んでいるので、しっかりと支援の方法を学んでいただきたい。

【佐藤 部会長】

支援者の側の専門性の向上ということでしょうか。3のところでも触れていますが、それでは、(3)の地域における相談支援体制の充実について、いかがでしょうか。

【前本 委員】

相談支援専門部会の記載はどのような内容になりそうなのか。

【障害福祉課 澤田副課長】

直近では来週、部会が予定されている。そこで、同じように本文の素案が提示される予定である。それについては、メール等で情報提供したい。

【前本委員】

相談支援専門部会の方で相談支援のことを書くのだろうが、相談が福祉であるという比重が高まっており、それは第4次の策定時、平成20年ごろとは根本的に違っていることであるので、そこについてのコメントがあってもいいのではないか。

今後、相談支援専門員がたくさん誕生するわけだが、それを子どもの福祉ではどう活用するのかという、子どもの側からのメッセージが必要ではないか。相談支援専門部会への丸投げではなくて。

【障害福祉課 澤田副課長】

相談支援専門部会で地域における相談支援体制の充実や地域における相談支援従事者の研修の充実等についての書き込みを検討するが、療育支援専門部会でも子どもに対応できる相談支援専門員の育成ということについて書き込みをしていただくことは差支えない。

これまでも説明しているが、中分類から直すのは難しいが、その中の書き込みについては、まだまだご意見をいただいて、それを踏まえて修正したいと考えているところです。

【佐藤部会長】

それでは、取り組みの方向性のところに、療育支援コーディネーターの拡充というような記載が入ってくるということでしょうか。

【渡辺（玲）委員】

うちの園に通っているお子さんで、なかなか言葉が出てこないのが心配だという親御さんと話す機会があり、ことばの教室がありますよということでご紹介をしましたが、申し込んで4ヶ月ぐらいしないと第1回目ができないという状況で、相談される方がたくさんいて、ことばの教室もすぐに対応できない現状なのだなと感じた。早期発見早期支援ということだが、言葉が出ないということはコミュニケーションができないということから始まって、発達障害の教室に通うということがある。ことばの教室というのは入口として保護者の方も入りやすいので、是非充実させていただきたい。人が足りないので人の充実が必要ではないかと思う。

【佐藤部会長】

ことばの教室の拡充とともに、相談機関のチャンネルも増えてきているので、相談機関の周知ということも求められているのではないか。

では、(4)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組

の充実についてはいかがでしょうか。

【渡辺（玲）委員】

取組みの方向性の1で、幼稚園、小学校、中学校、高等学校における特別支援コーディネーターの研修の充実を図るところですが、県内でも市によっては保育園ではなく、認定こども園などになってきている。保育園や幼稚園も残っているが、保育園でもしっかり教育を進めていくということになっているが、ここでは幼稚園という限定なのか。27年度からいろいろな方向性が始まっていくが、いかがでしょうか。

【渡辺（哲）委員】

ここは後半の特別支援教育コーディネーターにかかるので、記載のとおりですが、勉強不足であるが、保育所にも特別支援コーディネーターが指名されているのでしょうか。

【佐藤部会長】

特別支援教育コーディネーターの研修は、各市町村が責任をもってやっているの、ここは特別支援教育に関する研修の充実を図りますというように修正していただき、いまご指摘のとおりこども園等も含まれるので、高等学校等におけるいうように変更していただきたい。

また、③のところに、特別支援教育コーディネーターの充実を図りという文言を入れていただきたい。複数体制というのは県の教育委員会で施策として示されているのか。

【渡辺（哲）委員】

示してはいません。ただ、特別支援教育コーディネーターというのは、人事上の話であるが、学校に指名するという規定があるだけで、何名配置するかは学校の中の人事の問題である。

先ほどのご指摘を受けて改めて考えると、①は、「等」に何を入れるかはあるが、高等学校等における特別支援教育に関する充実とし、②も特別支援教育コーディネーターというより、特別支援教育に関しての関係機関との連携というようにした方が広く捉えられるし、理解しやすいかもしれない。コーディネーターの研修は③に含めた方が落ち着くかもしれない。

それから、Iの現状・課題のところ、事務局に修正をいろいろお願いしたが、末尾のいじめや不登校の部分は抜いた形で提案した。それは必要ないということではなく、小野委員もご指摘のとおり、子どもたちが周りとの関わりの中でうまくいかないことがあり、これは大きな問題であるが、療育と教育という部分で、語るものなのか、5次計画の全体像が見えていないが、もし、他に人権や虐待という部分があれば、その教育の部分に記載していただいた方がいいのではないかと。決して削除する内容とは思っていないが、療育の部分なのかなというのが気になっている。

【佐藤部会長】

私も気になっているが、発達障害があると、みんないじめや不登校の問題になるような、誤解を招きかねない側面もあるのかなと思ったので要検討でしょうか。

【障害福祉課 澤田副課長】

権利擁護の部会はあるが、教育についての書き込みはないので、できればこの部会で扱いたい。この部分は松井副部会長から指摘があり、入れたものであるが、どこに入れるか、どのような書き方にするかはまたご指示いただきたい。

【渡辺（哲）委員】

もし、権利擁護の部会があるのであれば、当然そこにも教育を含めた方がよろしいのではないか。

【障害福祉課 美細津副課長】

いじめ、不登校というのは、差別や虐待防止とか、通常言われる障害者の権利擁護にあたるのか。いじめには子ども同士のいじめも含まれると思うが。権利擁護の部会には伝えるが、もう少し詳しい内容を伺いたい。

【渡辺（哲）委員】

そういう仕切りを我々から提案するのはおかしい。例えば障害のある子どもたちの就労のことであれば、就労の部会があり、当課からも担当が参加している。いじめや不登校が、人権や虐待とどのように関わるのかという問題はきちんと線を引けるものではない。だからこそ、療育部会でも話題として挙がっていると思うが、課題としては書かれているが、取り組みの方向性にも指標にも書かれていない。療育から外してくださいということではなく、どのカテゴリーであっても意識しなければいけない問題があるが、落ち着きがいいのは、療育以外にあるのではないかという趣旨である。

【障害福祉課 美細津副課長】

権利擁護部会には伝えますが、提案された方がいるわけですので、再度、部会でご議論いただきたいと思います。

【佐藤部会長】

確かに発達障害への対応が不適切な場合、いじめの問題になったり、逆に加害者になったりする可能性もあるし、不登校の問題になることもある。文末に来るとすわりが悪いので、こういうことも起こりうるので、適切な支援が必要であるとしてはどうか。

【前本委員】

先ほど話のあった保育所と認定こども園のことですが、この素案の中には保育所等訪問支援という制度名はあるが、保育所と認定こども園という言葉が出てこない。保育士と幼稚園教諭という個人を指す言葉はある。実際は職員への支援であっても県の施策であるので、保育所等への支援という書き方でもいいのではないか。計画というのは県民に対するメッセージであるので、現場も混乱している時期でもあるので、どこに所属していても支援するという書き方もあるのではないか。

国の検討会の報告書では、保育所、幼稚園、認定保育園と並べて書いてあるので、参考にしてもいいのでは。

【佐藤部会長】

では、①に加えていくということによいでしょうか。

【小野委員】

特別支援教育コーディネーターの研修というのは、実施されていると思うが、学校の体制で特別支援教育の力の入れ方は違いがあると感じているので、やはり管理職の先生方の研修の充実も必要ではないか。

あと、袖ヶ浦市ではスクールカウンセラーを学校に置いている。そのスクールカウンセラーは心理士であって、医療につなげたり、子どもたちにいい影響を与えてくれている。そういったスクールカウンセラーの充実というのは書けないのか。

【渡辺（哲）委員】

スクールカウンセラーの充実ということについては、特別支援教育の推進基本計画が29年に改定になる。また、みんなで取り組む「教育立県」ちばプランも次期計画に向けて動き出しているので、そうした場で、計画に盛り込むかまたは小中学校の支援につなげるような表現ができないか、私たちも課題であると認識している。

それから、管理職の理解が足りないことについては、前々から指摘されているが、今後特別支援教育課で、すべての学校の副校長と教頭を対象に、校長は別の研修があるので、副校長等を対象にインクルーシブ教育システム研修会の中で発達障害の子供たちへの対応や合理的配慮や基礎的な環境などについて、今年から研修を実施しているのでご理解いただきたい。

【佐藤部会長】

建設的なご提案ありがとうございました。

(5)障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実についてはいかがでしょうか。

【小野委員】

発達障害の子どもたちは、医療を通過しないと診断がおりない。児童精神科や小児科で発達障害の子どもたちを診ていただける先生方は少数であり、先ほどことばの教室も4カ月待ちという話があったが、医療現場は1年待ちもあるので、医療の方の充実できる施策をお願いしたい。

【佐藤部会長】

確かにご指摘のとおりである。事務局で検討いただきたい。

【渡辺（哲）委員】

計画を作る際に巻末に用語解説がつくと思うが、「医療的ケア」という場合、発達障害のお子さんたちが心療内科等に行くことも医療のケアであると思うが、特別支援の側からすると医療的ケアというのは、たんの吸引や胃ろうの対応など重症心身障害児のお子さんの対応というイメージがあるので、使う際にはわかるようにしていただきたい。

【前本委員】

自分もそれは気になっていた。医療が重心の医療的ケアに偏っている。ただ実際は視覚や聴覚や発達障害や内部疾患の子どもたちもいる。難病の指定も拡充されるし、疾病によるADLの低下も障害になるなど、国も変わってきているので、医療というのがもっと広い意味を持つようになる。そういう子たちも忘れていないよというメッセージが入っていた方がいい。

【佐藤部会長】

ダウン症のお子さんだけをみても、聴覚や内部障害などあらゆる困難を抱えているお子さんもいる。どうしても重症児に目が行きがちであるが、もう少し医療というものを取り上げていただきたい。

【児島委員】

先ほどの、幼稚園、保育園、認定こども園に関する議論には全く同意ですが、新幼保連携型認定こども園は、特別支援の補助金が私学助成がそのまま残ることが決まっている。そういうことから、新幼保連携型認定こども園では、これまでと変わらずに特別支援教育が行われることになる。今、幼稚園で特別支援コーディネーターを置いているところについては、移行後もどういう形になるかわからないが、その役割を引き続き行っていくことは間違いない。

【佐藤部会長】

貴重な情報提供ありがとうございます。

【田中委員】

7ページで医療型障害児入所施設の入所定員が472人とあるが、これは実際は

ほとんどが大人ではないか。全部児童ではないということが分かったほうがいいのではないか。

【障害福祉課 澤田副課長】

医療型障害児入所施設の場合、障害児と障害者の定員の区がないのですが、実際には障害児の入所者数は少ないので、書き方については工夫したいと思います。

【佐藤部会長】

今回は具体的な数値目標等についての検討が行われることになると思います。

【障害福祉課 橋本班長】

最後に、小児等在宅医療連携拠点事業についての参考資料を添付してあります。今後の研修等の案内となっておりますので、よろしく申し上げます。

【障害福祉課 澤田副課長】

長時間にわたりご議論ありがとうございました。次回第4回については9月中旬を予定しております。よろしく申し上げます。